

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定した港湾区域内水域等の区域の変更【港湾空港局整備保全部エネルギー産業拠点化推進課】 2

### ◇ 公 告

- 計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 5

北九州市告示第415号

平成29年北九州市告示第249号で告示した港湾法の規定による公募占用計画の変更の認定のうち、指定した港湾区域内水域等の区域を変更したので、次のとおり告示する。

平成29年10月30日

北九州市長 北橋 健治

1 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

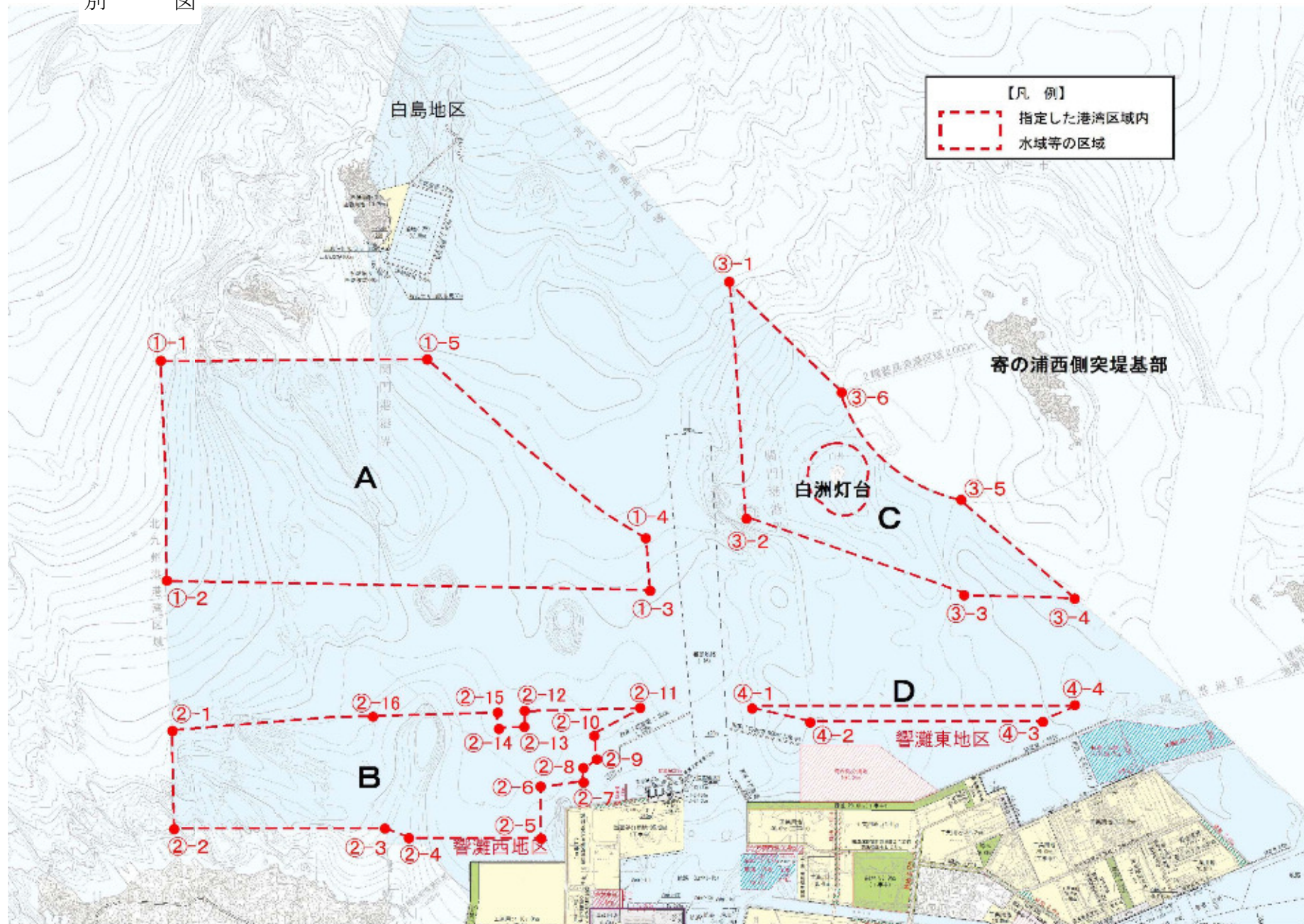
①-1の地点	北緯33度59分45秒東経130度41分54秒
①-2の地点	北緯33度58分15秒東経130度41分57秒
①-3の地点	北緯33度58分12秒東経130度45分52秒
①-4の地点	北緯33度58分33秒東経130度45分50秒
①-5の地点	北緯33度59分45秒東経130度44分03秒
②-1の地点	北緯33度57分15秒東経130度42分00秒
②-2の地点	北緯33度56分35秒東経130度42分01秒
②-3の地点	北緯33度56分36秒東経130度43分44秒
②-4の地点	北緯33度56分32秒東経130度43分56秒
②-5の地点	北緯33度56分32秒東経130度44分59秒
②-6の地点	北緯33度56分52秒東経130度44分59秒
②-7の地点	北緯33度56分55秒東経130度45分20秒
②-8の地点	北緯33度56分59秒東経130度45分20秒
②-9の地点	北緯33度57分03秒東経130度45分26秒
②-10の地点	北緯33度57分14秒東経130度45分26秒
②-11の地点	北緯33度57分24秒東経130度45分48秒
②-12の地点	北緯33度57分23秒東経130度44分49秒
②-13の地点	北緯33度57分17秒東経130度44分49秒
②-14の地点	北緯33度57分17秒東経130度44分39秒

- ②－15の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分39秒  
②－16の地点 北緯33度57分21秒東経130度43分17秒  
③－1の地点 北緯34度00分16秒東経130度46分31秒  
③－2の地点 北緯33度58分42秒東経130度46分38秒  
③－3の地点 北緯33度58分10秒東経130度48分29秒  
③－4の地点 北緯33度58分09秒東経130度49分19秒  
③－5の地点 北緯33度58分49秒東経130度48分23秒  
③－6の地点 北緯33度59分34秒東経130度47分24秒  
④－1の地点 北緯33度57分25秒東経130度46分43秒  
④－2の地点 北緯33度57分19秒東経130度47分10秒  
④－3の地点 北緯33度57分19秒東経130度49分02秒  
④－4の地点 北緯33度57分26秒東経130度49分19秒

2 変更年月日

平成29年10月30日

別 図



北九州市公告第 7 4 9 号

環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定により意見を求められた北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 3 4 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

（1） 風力発電設備の出力、基数及び配置について

風力発電設備の出力、基数及び配置並びにその他の対象事業の内容を極力具体的に示し、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を取りまとめること。

（2） 工事計画について

事業実施想定区域が広範囲に及ぶため、エリア毎の工事期間について、方法書以降の図書に記載すること。また、工事期間が長期にわたることから、工事の進捗を踏まえ、柔軟な環境配慮ができるよう、施工順序等に配慮した計画とすること。

（3） 集合設置について

事業実施想定区域内に多数基の風車を設置するため、集合設置の影響について、調査、予測及び評価を行うこと。また、評価の結果、重大な影響が懸念される場合には、適切な環境保全措置を講ずること。

（4） 海生生物について

水中騒音が海生生物に与える環境影響への配慮について、方法書以降、更なる検討を行うこと。

（5） 藻場について

事業実施想定区域内において広く藻場が分布していることから、最新の分布状況を把握し、風車の配置を検討すること。

（6） 評価手法について

先行事例の知見や最新の知見などを踏まえ、事業の実施に伴う環境影響を可能な限り把握するよう努めること。